
高萩市
第2期障害者計画
第4期障害福祉計画

平成27年3月

高萩市

はじめに

平成25年4月から障害者総合支援法が施行され、障がい者の範囲に新たに難病患者が加えられました。地域社会における共生の実現に向けては、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、対象者の拡大や新たな事業が追加されているところです。また、精神障害者の地域生活への移行を促進するため、平成26年4月には精神保健福祉法が一部改正されるなど、障がい福祉を取り巻く情勢はここ数年著しく変化しております。



本市におきましては、平成19年3月に高萩市障害者計画を、平成24年3月に第3期高萩市障害福祉計画を策定し、障がいの有無にかかわらず共にあゆむ社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障がいがある方の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念のもと、地域、企業、行政が協働しつつ障害福祉施策の充実に努めてまいりました。

このたび、これらの計画の見直しを行い、基本理念はそのままに、障がいのある方が自らの生活や人生の在り方を選択し、人間としての尊厳を持って生活できる安心なまちづくりにつながるよう新たな計画を策定いたしました。今後も、市民の皆様とともに、この計画に沿った障害福祉施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたりましてご尽力をいただきました高萩市地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

高萩市長 **小田木 真代**

あいさつ

障がい者福祉に関する法律が、「障がい者権利条約」の批准に向けて整備が進められまして急速に充実してきました。

障がいがあっても、お互いの人格や個性を尊重した共生社会が現実的になることを、福祉関係者ばかりでなく誰もが望んでおります。

その様な法の施行に合わせて、国、県として早急に障がい者施策について計画の策定見直しが進められております。

高萩市におきましても、「新しいばらき障害者プラン」、「第4次高萩市総合計画」を基本とし、本市における障がい者施策の方向性と、障害福祉サービスの量の見込み及び提供体制の整備方針を定めることを目的に、幅広い分野それぞれの立場で、地域の実態や課題等の情報を集約し共有する高萩市地域自立支援協議会において協議検討がなされ、第2期障害者計画及び第4期障害福祉計画を策定することができました。

策定にあたり基本理念、目的については明確に示されておりますが、福祉サービスの提供体制、利用者数及び利用量、また、多様なニーズに対しまして現在の高萩市の人口を考えますと、福祉サービスの提供体制がすぐに整備されるとは考えにくく、大きな不安が残りました。

今後、人口減少は進むものと想定されますが、地域自立支援協議会としましても計画の評価、見直し等において重要な役割を担うと同時に、障がいのある方もない方も誰もが安心して暮らせる地域づくりに向け、さまざまな課題を改善、解決するために協議を重ねてまいります。市民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

高萩市地域自立支援協議会会長 **豊田 守**

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の背景.....	1
第2節 計画策定に伴う改正のポイント.....	1
第3節 計画の性格.....	3
第4節 計画の対象.....	3
第5節 計画の期間.....	3
第6節 計画の策定.....	3
第2章 高萩市の障がいのある人の取り巻く状況	4
第1節 人口推移.....	4
第2節 障がいのある人の状況.....	5
第3節 アンケート調査結果.....	9

第1節 計画の背景

障害福祉の分野にて、わが国において平成26年に国連の「障害者の権利に関わる条約(障害者権利条約)」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われました。平成23年には「障害者基本法」が改正されるとともに、平成24年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉策を講ずるための関連法律の整備に関する法律」に基づき、平成25年4月からは、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」と名称変更し、基本理念として「地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援すること」が掲げられました。

さらに、平成24年10月には障がいのある人の権利利益の擁護を目的とする「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立するなど障がいのあるなしにかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

このような国の動きを踏まえ、本市では障害者基本法、平成24年3月に策定されました「新しいばらき障害者プラン」を基本にし、「高萩市障害者計画」及び「第3期高萩市障害福祉計画」を見直し、「第2期高萩市障害者計画」及び「第4期障害福祉計画」を策定するものです。

第2節 計画策定に伴う改正のポイント

高萩市障害者基本計画・第3期障害福祉計画策定後、障がいにかかわる国の動きは大きく変化し、それに伴う各種制度・法律等の整備、改正が行われました。

本計画はこのような国の改正点を踏まえて策定をします。

■改正障害者基本法のポイント

平成21年に設置された障害者制度改革推進本部での協議のもと、平成23年に障害者基本法が改正されました。「改正障害者基本法」では、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が共生する社会を実現するため、個々の障がいのある人に対する支援に加えて、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めること等が盛り込まれています。また、「障がいは個人ではなく社会にある」という考えに基づき、障がいのある人やその家族などの「当事者目線」を重視しています。

■「改正障害者基本法」総則のポイント

①目的規定の見直し

- ・全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を持つかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとされました。

②障がい者の定義の見直し

- ・障がいのある人であって、障がいや社会的障壁となるような事柄、制度などにより、日常生活や社会生活がしにくい状態が続いている人をいうと定義されました。

③地域社会における共生等

- ・共存社会の実現は、障がいのある人全てが、障がいのない人と等しく、基本的人権を持つ個人として尊重され、それにふさわしい生活を保障させる権利があることはもちろん、次に掲げる事項が実現するよう努力しなければならないとされました。
- ・障がいのある人誰もが、社会の全ての活動に参加できるようにすること。
- ・障がいのある人誰もが、どこで誰と生活するかについて選択する機会が確保され、地域社会において他の人々と共に生きることができるようにすること。
- ・障がいのある人誰もが、手話などの言葉や、その他の意思疎通のための方法について選ぶことができ、情報を得たり、利用したりするための方法について選べるようにすること。

④差別の禁止

- ・障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとされました。
- ・社会的障壁を取り除くことを必要としている障がいのある方がおり、それを取り除く負担が重すぎないときは、必要で合理的な配慮がされなければならないとされました。
- ・国は、差別を無くすために必要な情報を収集、整理し、提供しなければならないとされました。

⑤国際的強調

- ・障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための取り組みは、国際的な協調の下に図られなければならないとされました。

第3節 計画の性格

本計画、「第2期高萩市障害者計画」は障害者基本法第11条第3項に基づき、障がいのある人の施策を推進するための基本理念を定め、施策の方向性を明らかにし、今後の障がいのある人のための施策の推進を図る指針となるものです。また、「第4期高萩市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画となります。

なお、両計画策定にあたっては、第4次高萩市総合計画及び新しいばらき障害者プランを上位計画とし、関連する計画と整合性を図っていきます。

第4節 計画の対象

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健・医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がいのある人、知的障がいのある人・精神障がいのある人ほか、難病患者、発達障がい、高次脳機能障がい等の新たな障がいも対象とします。しかし、ノーマライゼーション社会の実現のためにはすべての市民の理解と協力が必要不可欠です。したがって、本計画は全市民を対象としています。

第5節 計画の期間

「第2期高萩市障害者計画」は、平成32年度を目標年度とし、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とします。

また、「第4期高萩市障害福祉計画」は、第3期計画に引き続き平成29年度を目標年度とし、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
高萩市障害者計画	障害者計画	第1期	→															
		第2期										→						
	障害福祉計画	第1期	→															
		第2期			→													
		第3期					→											
		第4期										→						

第6節 計画の策定

本計画は、保健、医療、教育、雇用などの関係機関及び障がい者団体から選任した委員をもって構成する「高萩市地域自立支援協議会」を設置し、市民と行政との協働により協議、検討してとりまとめました。

第2章

高萩市の障がいのある人の取り巻く状況

第1節 人口推移

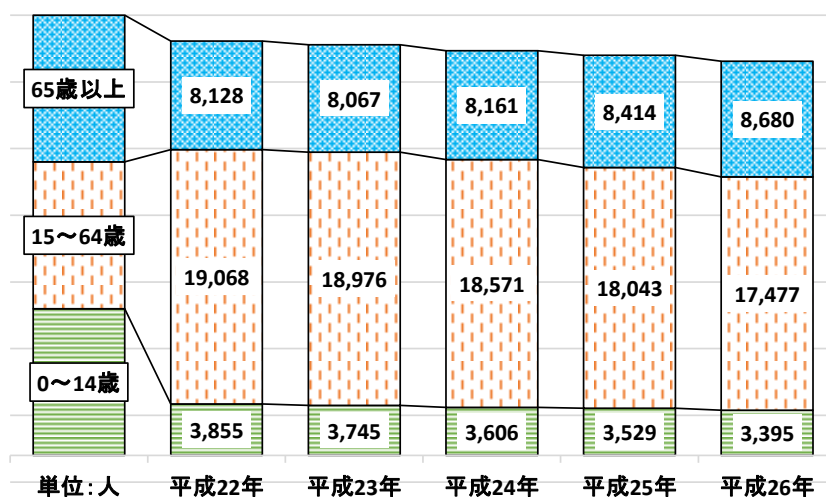
本市の総人口は、平成18年に32,612人いましたが、年々減少傾向になっており、平成26年4月では30,000人を割り、29,552人となっています。

年齢3区分で比較をすると、65歳以上の人口は増加傾向ですが、反対に64歳以下の年齢層は減推移しています。

平成26年の人口構成では、男女ともに60歳～64歳の人口が多くなっています。

■年齢3区分別人口の推移

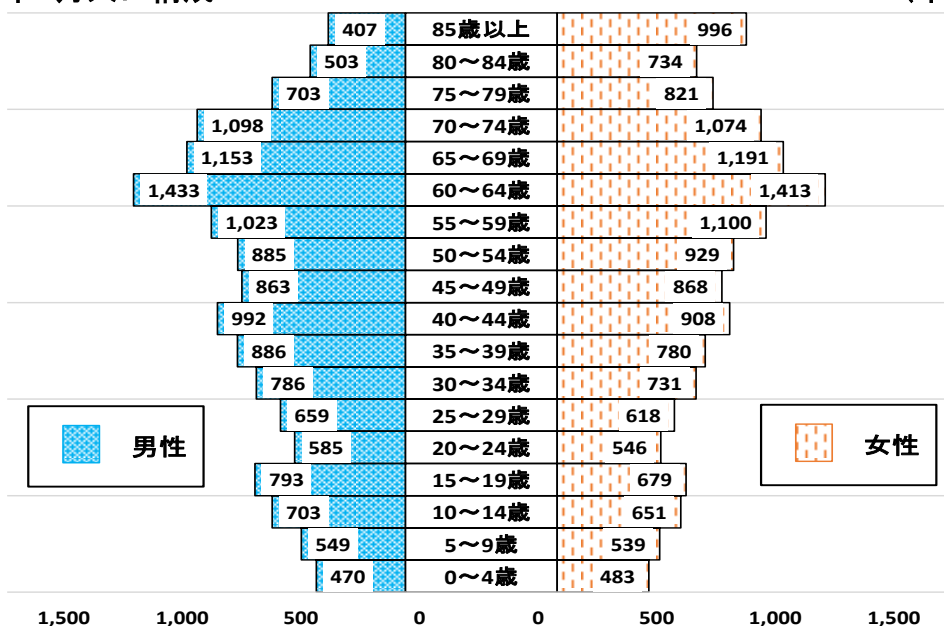
(単位:人)



資料:国勢調査・社会福祉課調べ

■平成26年4月人口構成

(単位:人)



資料:社会福祉課調べ

第2節 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者は、1級が389人と最も多く、33.2%を占めています。

障がい種別では、肢体不自由が637人と最も多く、54.4%を占めています。内部障がいのある人の中では、心臓機能障がい、126人と最も多く、40%を占めています。

また手帳所持者の推移では、全体的に増加傾向で推移しています。障がい種別では、視覚障がいや言語障がい、ほぼ横ばいである他、聴覚障がいの数が、平成26年では減少しています。

■ 身体障害者手帳所持者（平成26年3月末）

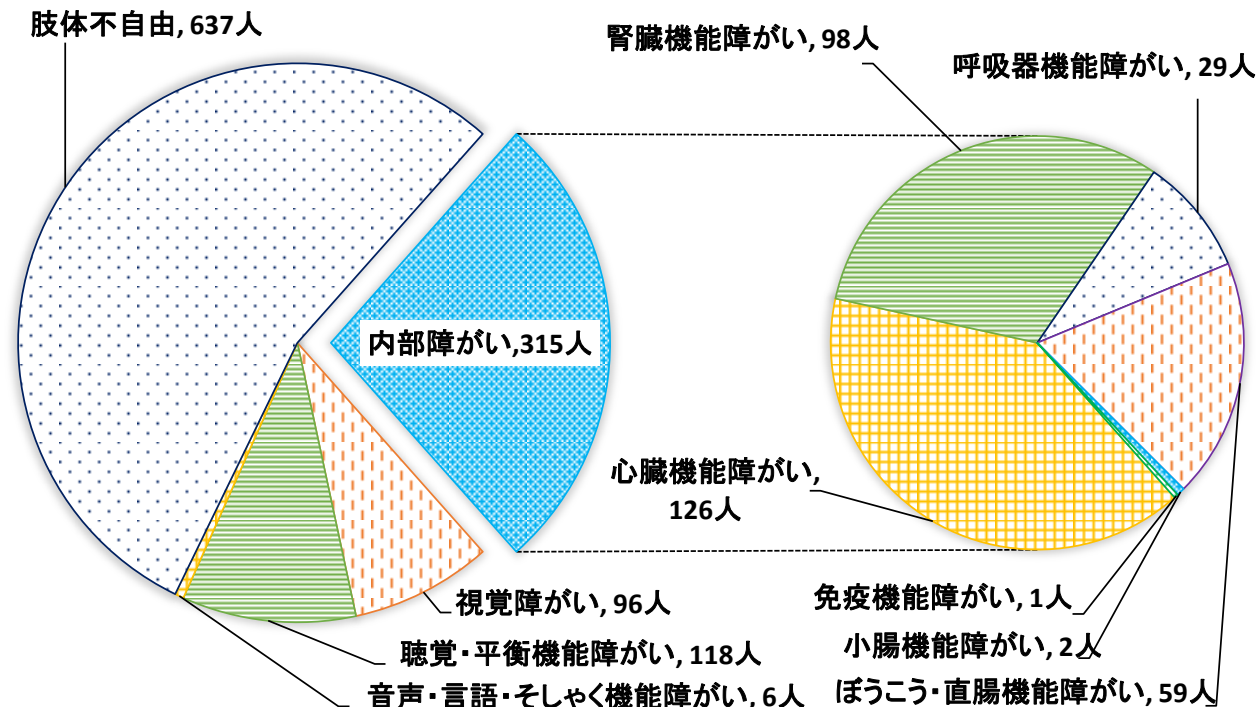
（単位：人）

障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	24	28	2	9	23	1	96
聴覚障がい	—	22	14	21	0	61	118
言語障がい	—	1	5	0	—	—	6
肢体不自由	162	125	113	163	56	18	637
内部障がい	203	4	39	69	—	—	315
合計	389	180	173	262	79	80	1,172

資料：社会福祉課調べ

■ 身体障害者手帳所持者の障がい種別（平成26年3月末）

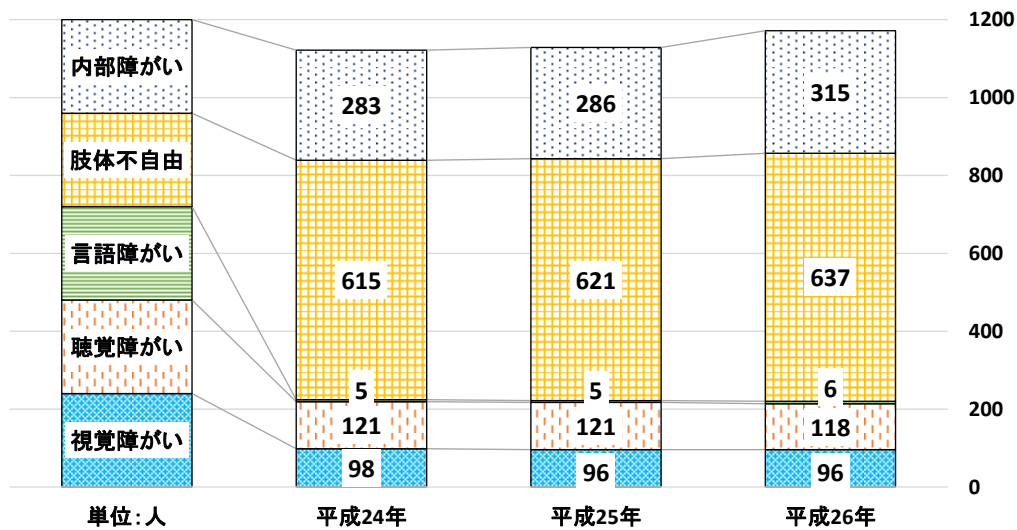
（単位：人）



資料：社会福祉課調べ

■身体障害者手帳所持者の推移(各年3月末)

(単位:人)



資料:社会福祉課調べ

(2)知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者は、B判定が77人とともに多くなっています。

療育手帳所持者の推移は、それぞれの判定区分において、5名以内での増減はある他、ほぼ横ばいで推移しています。

■療育手帳所持者(各年3月末)

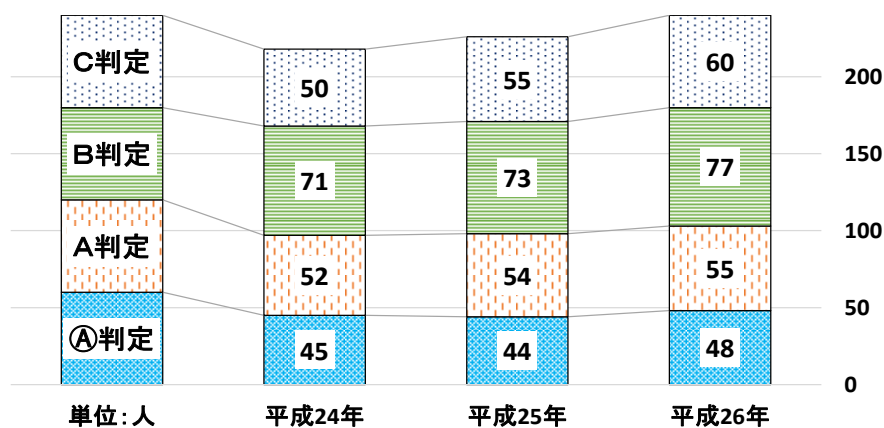
(単位:人)

手帳種別	平成24年	平成25年	平成26年
㊤判定	45	44	48
A判定	52	54	55
B判定	71	73	77
C判定	50	55	60
合計	218	226	240

資料:社会福祉課調べ

■療育手帳所持者の推移

(単位:人)



資料:社会福祉課調べ

(3) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は150人で、等級は2級が87名ともっとも多くなっています。

精神通院医療受給者は、384人となっています。

手帳所持者は、年々増加傾向で推移していますが、1級は減少傾向で推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者(各年3月末)

(単位:人)

等級別	平成24年	平成25年	平成26年
1級	18	14	12
2級	56	71	87
3級	41	43	51
合計	115	128	150

■精神通院医療受給者(各年3月末)

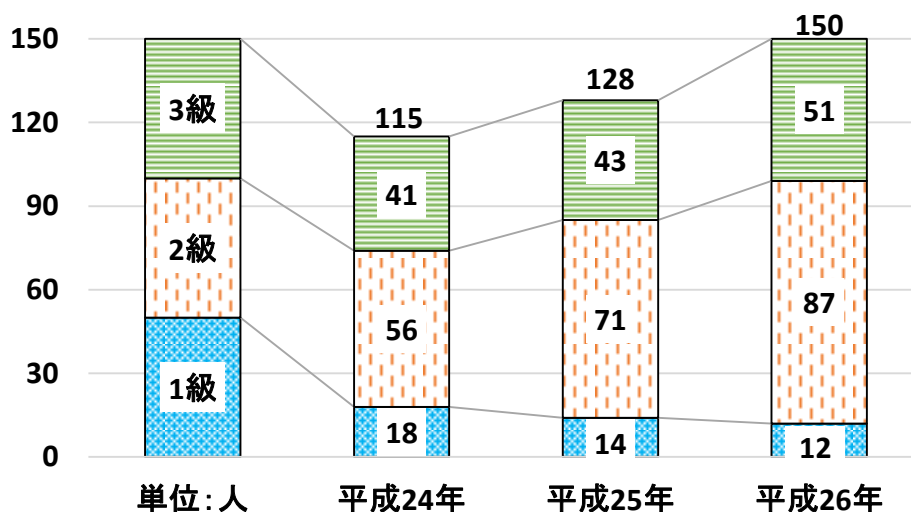
(単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年
精神通院医療受給者	357	374	384

資料:社会福祉課調べ

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(単位:人)



資料:社会福祉課調べ

(4) 難病患者(特定疾患医療受給者)の状況

特定疾患医療受給者は、平成23年から平成24年にかけて若干減少しましたが、年々増加傾向にあります。平成27年夏頃に、対象となる疾患が300疾患程度に拡大する検討がなされています。

■特定疾患(難病)医療受給者の推移(各年3月末)

(単位:人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
医療受給者	142	153	147	161	184

資料提供:日立保健所

■特定疾病(難病)受給者(平成26年3月末)

(単位:人)

no.	疾 患 名	高萩市	茨城県	no.	疾 患 名	高萩市	茨城県
1	ベ ー チ ョ ッ ト 病	5	412	29	膿 疱 性 乾 癬	0	34
2	多 発 性 硬 化 症	1	351	30	広 範 脊 柱 管 狭 窄 症	0	51
3	重 症 筋 無 力 症	0	436	31	原 発 性 胆 汁 性 肝 硬 変	7	419
4	全 身 性 エ リ テ マ ト ー デ ス	11	1,622	32	重 症 急 性 膵 炎	0	33
5	ス モ ン	0	4	33	突 発 性 大 腿 骨 頭 壊 死 症	3	287
6	再 生 不 良 性 貧 血	4	201	34	混 合 性 結 合 組 織 病	1	197
7	サ ル コ イ ド ー シ ス	0	364	35	原 発 性 免 疫 不 全 症 候 群	1	29
8	筋 萎 縮 性 側 索 硬 化 症	1	205	36	突 発 性 間 質 性 肺 炎	5	137
9	強 皮 症・皮 膚 筋 炎・多 発 性 筋 炎	16	970	37	網 膜 色 素 変 性 症	12	483
10	特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病	4	355	38	プ リ オ ン 病	0	7
11	結 節 性 多 発 動 脈 炎	1	272	39	肺 動 脈 性 高 血 圧 症	2	66
12	潰 瘍 性 大 腸 炎	45	3,371	40	神 経 線 維 腫 症	2	49
13	大 動 脈 炎 症 候 群	2	129	41	亜 急 性 硬 化 性 全 脳 炎	0	0
14	ビ ュ ル ガ ー 病	3	105	42	バ ッ ト・キ ア リ 症 候 群	0	4
15	天 疱 瘡	0	136	43	慢 性 血 栓 塞 栓 性 肺 高 血 圧 症	0	36
16	脊 髄 小 脳 変 性 症	6	542	44	ラ イ ソ ゾ ー ム 病	0	12
17	ク ロ ー ン 病	9	771	45	副 腎 白 質 ジ ス ト ロ フ ィ ー	0	3
18	難 治 性 の 肝 炎 の う ち 劇 症 肝 炎	0	2	46	家 族 性 高 コ レ ス テ ロ ー ル 血 症	0	2
19	悪 性 関 節 リ ウ マ チ	4	114	47	脊 髄 性 筋 萎 縮 症	1	20
20	パ ー キ ン ソ ン 病 関 連 疾 患	12	2,148	48	球 脊 髄 性 筋 萎 縮 症	0	36
21	ア ミ ロ イ ド ー シ ス	2	39	49	慢 性 炎 症 性 脱 髓 性 多 発 神 経 炎	1	77
22	後 縦 靱 帯 骨 化 症	2	586	50	肥 大 型 心 筋 症	0	35
23	ハ ン チ ン ト ン 病	0	12	51	拘 束 型 心 筋 症	0	2
24	モ ヤ モ ヤ 病	7	265	52	ミ ト コ ン ド リ ア 病	0	31
25	ウ ェ ゲ ナ ー 肉 芽 腫 症	0	40	53	リ ン パ 脈 管 筋 腫 症	0	7
26	特 発 性 拡 張 型 心 筋 症	2	420	54	重 症 多 形 滲 出 性 紅 斑	0	0
27	多 系 統 萎 縮 症	3	253	55	黄 色 靱 帯 骨 化 症	3	58
28	表 皮 水 泡 症	0	7	56	間 脳 下 垂 体 機 能 障 害	6	350
					合 計	184	16,597

資料:社会福祉課調べ

※平成 27 年 1 月に、対象疾病が 56 疾患から 110 疾患に拡大されました。

第3節 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

高萩市障害者計画・障害福祉計画の評価、見直し及び新たな計画策定に向けた取り組みを進める基礎資料とするため、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するアンケート調査を実施しました。

②調査方法

障がいのある人	
対象者	高萩市に住所がある身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の所持者と難病患者福祉見舞金の受給者
対象者数	1,500名
調査期間	平成26年9月
調査方法	郵送による配布・回収

一般市民	
対象者	高萩市に在住の20歳以上の市民
対象者数	1,000名
調査期間	平成26年9月
調査方法	郵送による配布・回収

③回答結果

対象区分	配布数	回収数	有効	無効	回収率
障がいのある人	1,500	791件	791件	0件	52.7%
一般市民	1,000	421件	421件	0件	42.1%

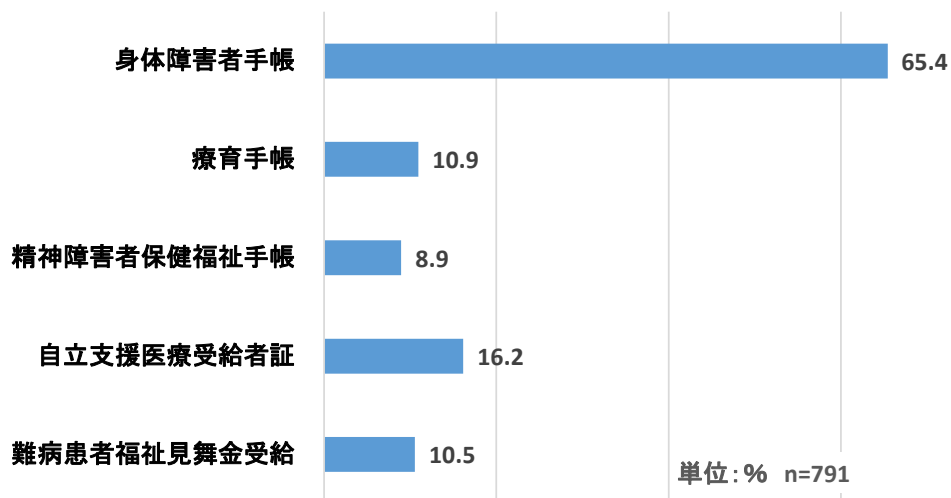
④分析結果を読む際の留意点

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分比による集計では、回答者数(該当質問においては該当者数)を100%として算出します。
- 本文および図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。
- 複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。

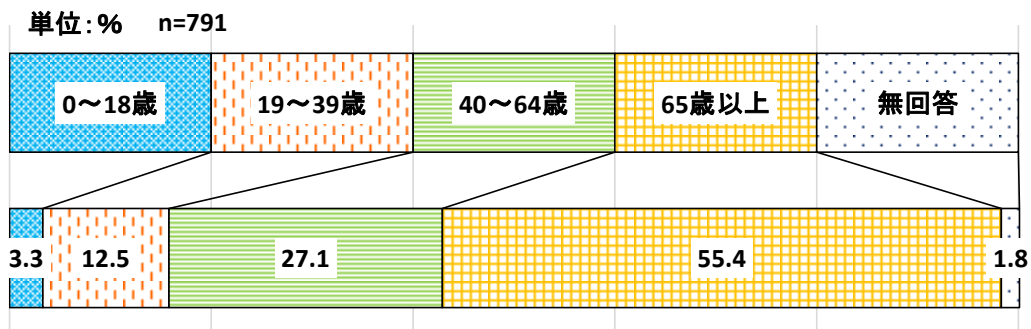
(2)障がいのある人に対するアンケート調査

①障がいのある人の状況

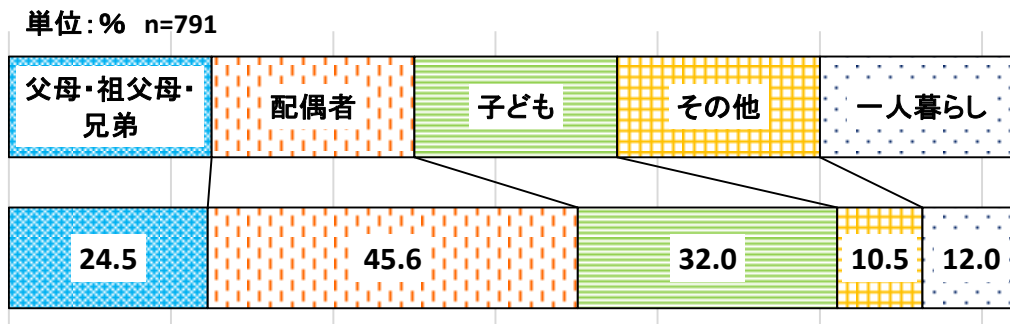
障がい別



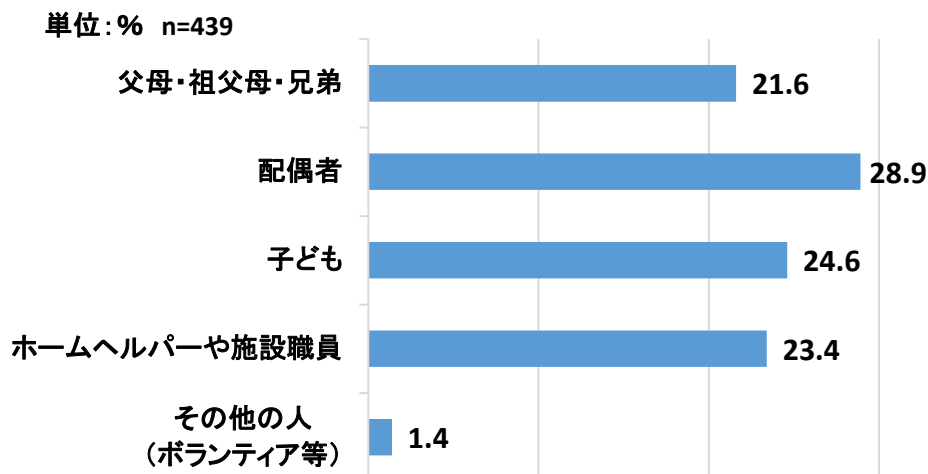
あなたの年齢を教えてくださいとの問い(平成26年9月1日現在)について年齢を4つに区切ってまとめたところ、もっとも多かったのは「65歳以上」で55.4%と半数以上の割合を占めています。次いで、「40～64歳」で27.1%となっています。



現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですかの問いについて、誰かしら家族と一緒に暮らしている人が7割以上います。特に「配偶者」と一緒に暮らしている人が45.6%ともっとも多くなっています。

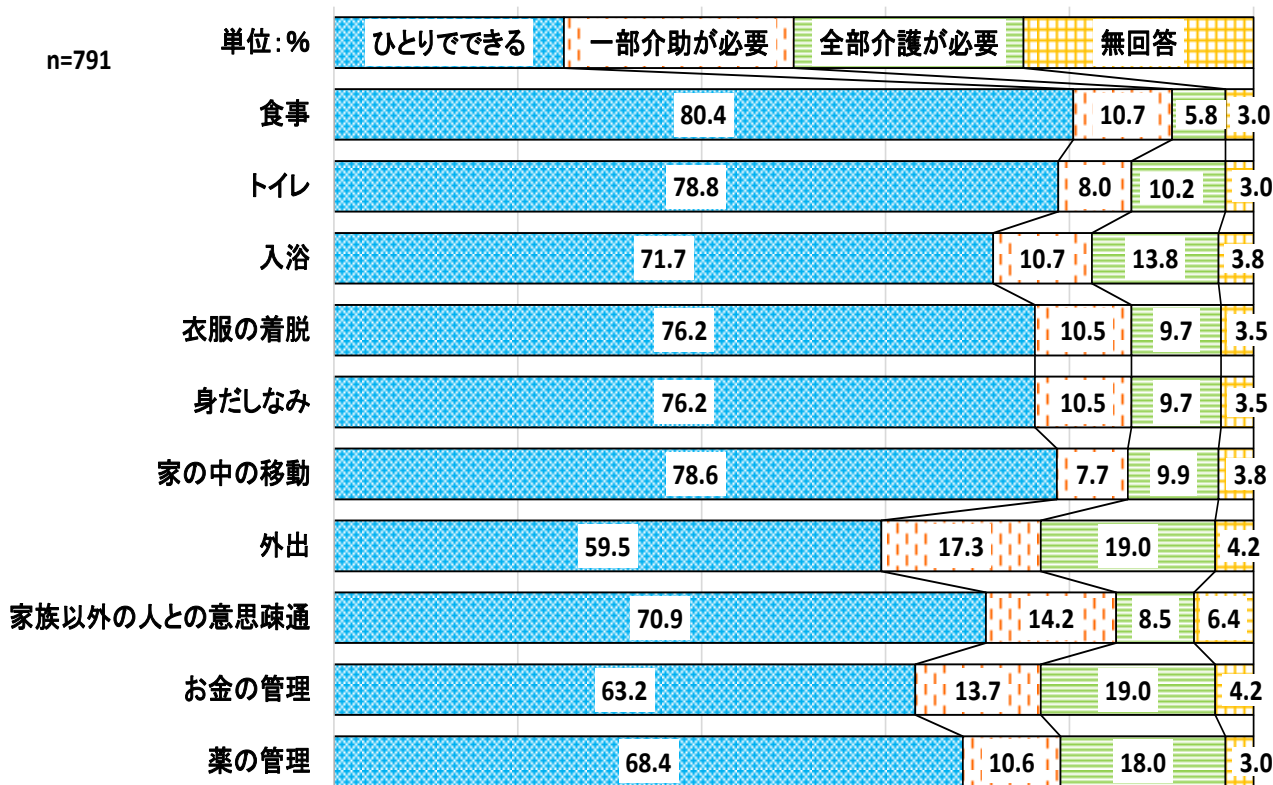


あなたを介助してくれる人は主にどなたですかの問いについて、「配偶者」による介助がもっとも多く28.9%います。また、家族以外の「ホームヘルパーや施設職員」からの介助が、23.4%となっています。

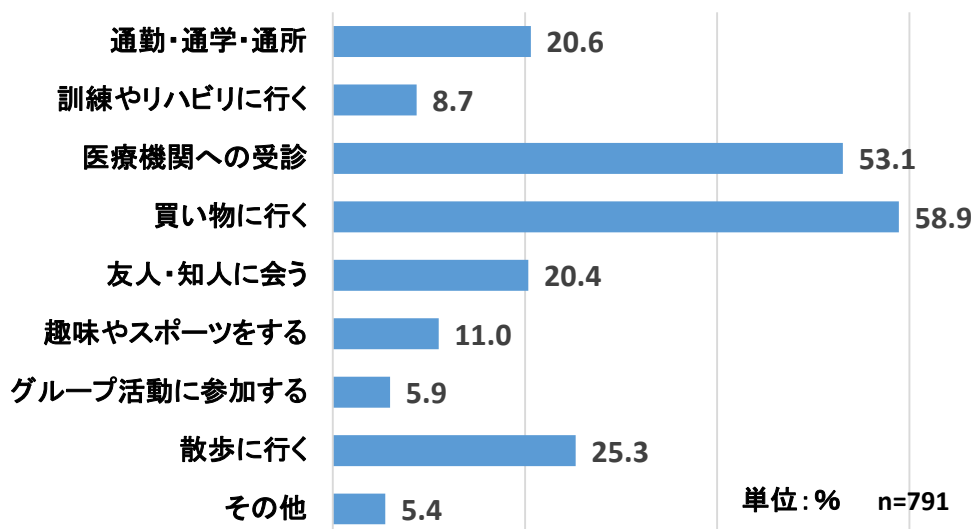


②日常生活について

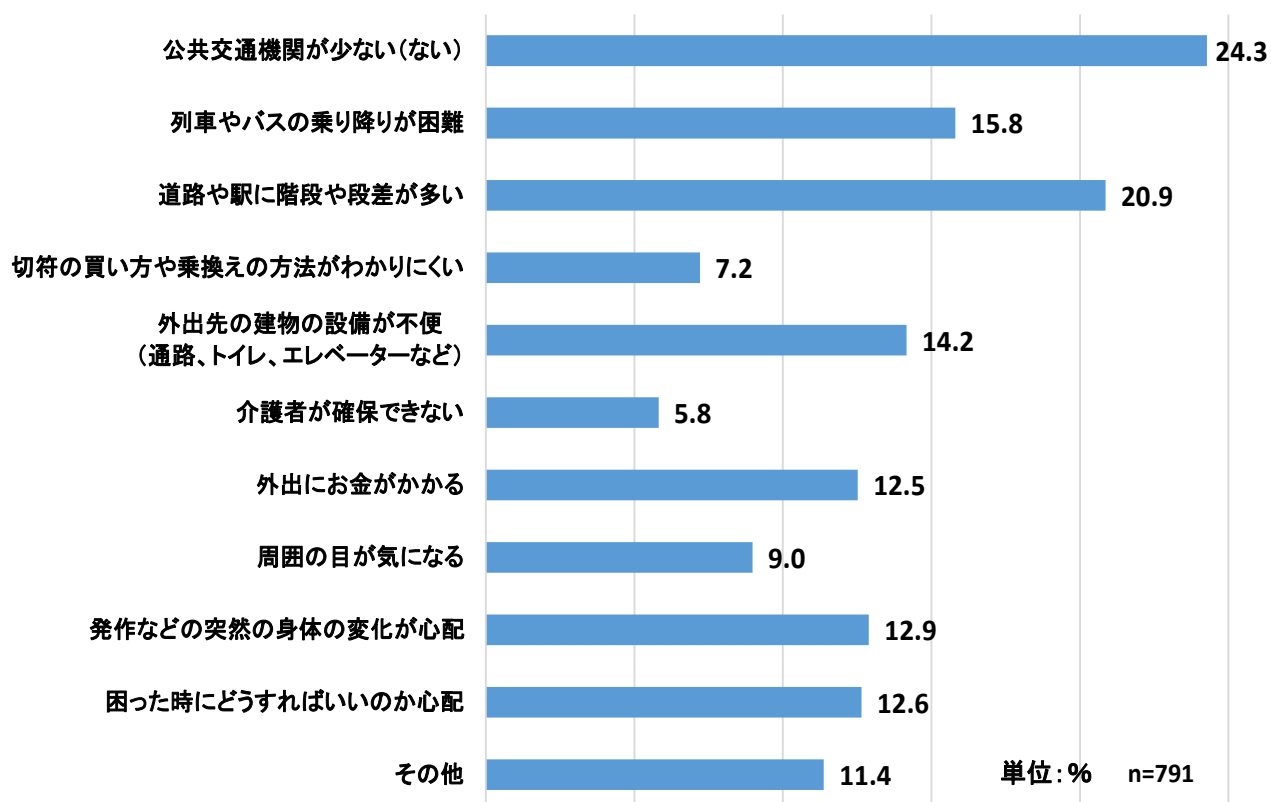
日常生活について、次のことをどのようにしていますかの問いについて、半数以上の人々がどの項目もひとりでできていますが、「外出」「お金の管理」「薬の管理」に関しては、全部介助が必要となっている人の割合が2割近くいます。



あなたは、どのような目的で外出することが多いですかの問いについて、「医療機関への受診」53.1%、「買い物に行く」58.9%となっております。

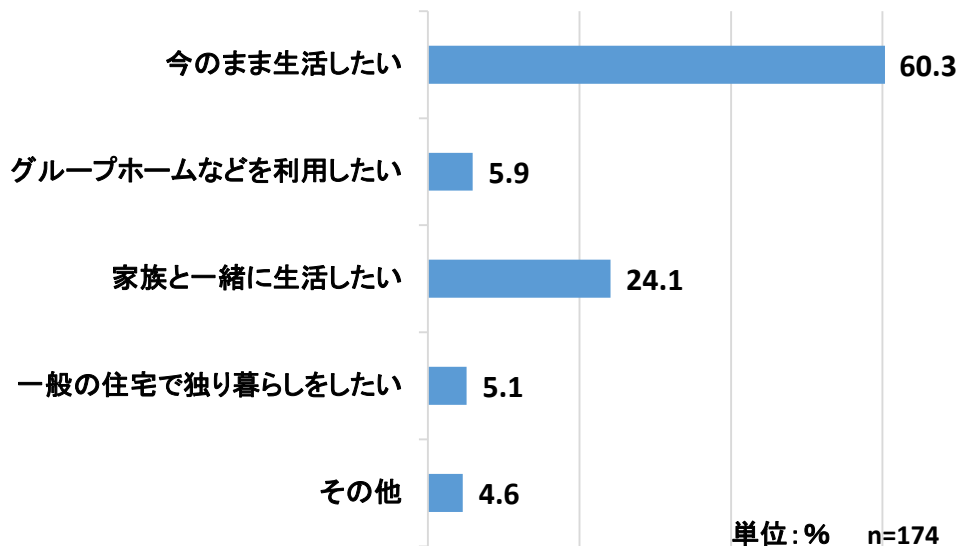


外出で困ることは何ですかの問いについて、「公共交通機関が少ない(ない)」24.3%、「道路や駅に階段や段差が多い」20.9%と、公共の交通や施設について困っている事が多くなっています。

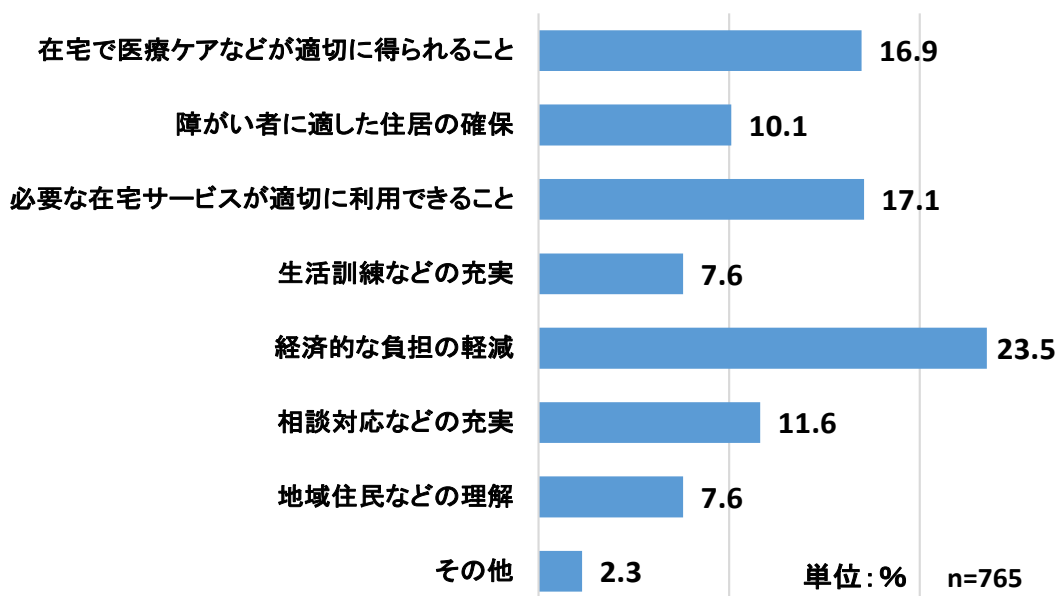


③住まいについて

福祉施設または病院で暮らしている人で、あなたは将来、どこで生活したいと思いますかの問いについて、「今のまま生活したい」という人がもっとも多く、60.3%となっています。また、「家族と一緒に生活したい」人は、24.1%にとどまっています。

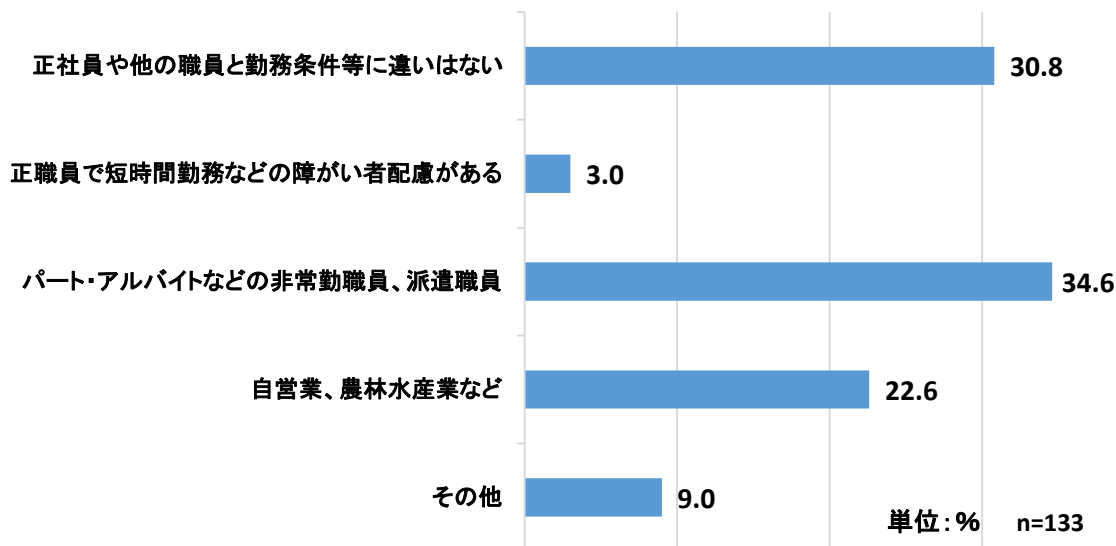


今後生活するためには、どのような支援があればよいと思いますかの問いについて、「経済的な負担の軽減」が23.5%ともっとも多く、また「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」16.9%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」17.1%と、サービスの整備が求められています。

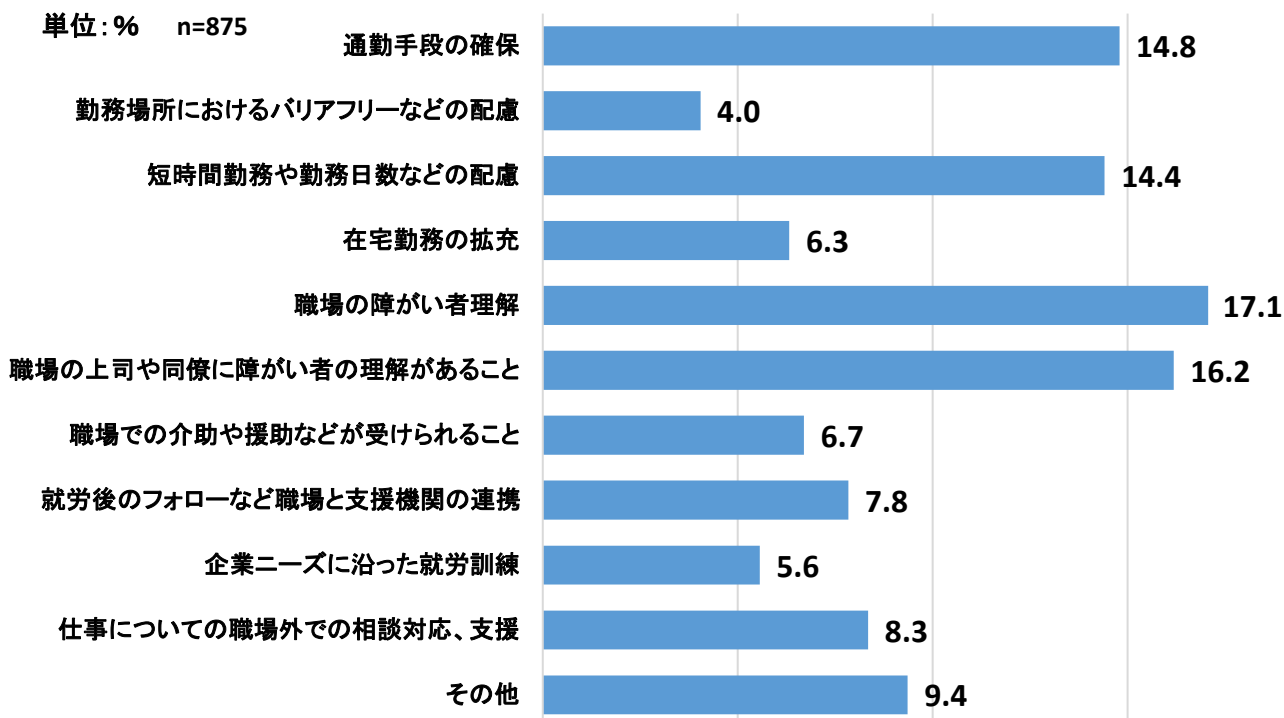


④就労について

障がいのある人で収入を得て仕事をしていると答えた人に対し、どのような勤務形態で働いていますかという問いについては、「正社員や他の職員と勤務条件等に違いはない」30.8%、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」34.6%ですが、「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」は3%しかない状況です。



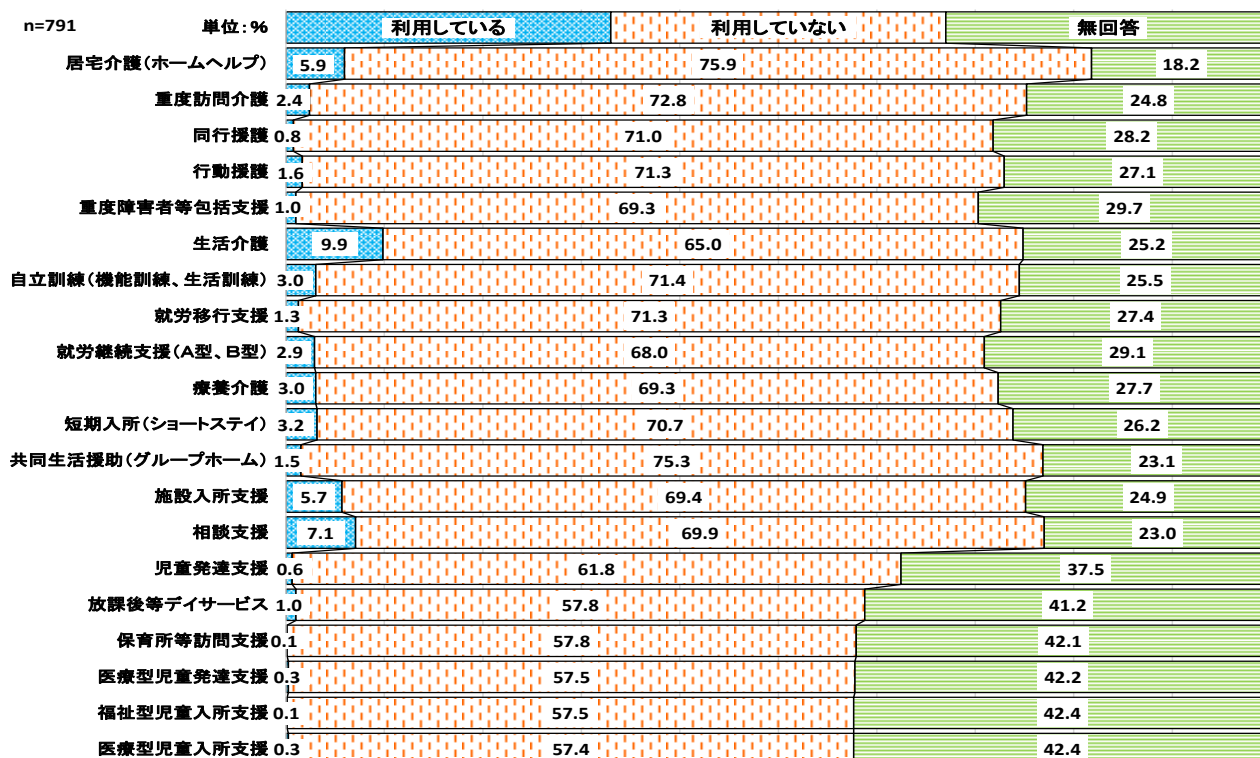
あなたは、収入を得るために、どのようなことが必要だと思いますかの問いについて、「職場の障がい者の理解」17.1%、「職場の上司や同僚に障がい者の理解があること」16.2%といずれも、障がいがあることに対する理解が求められています。



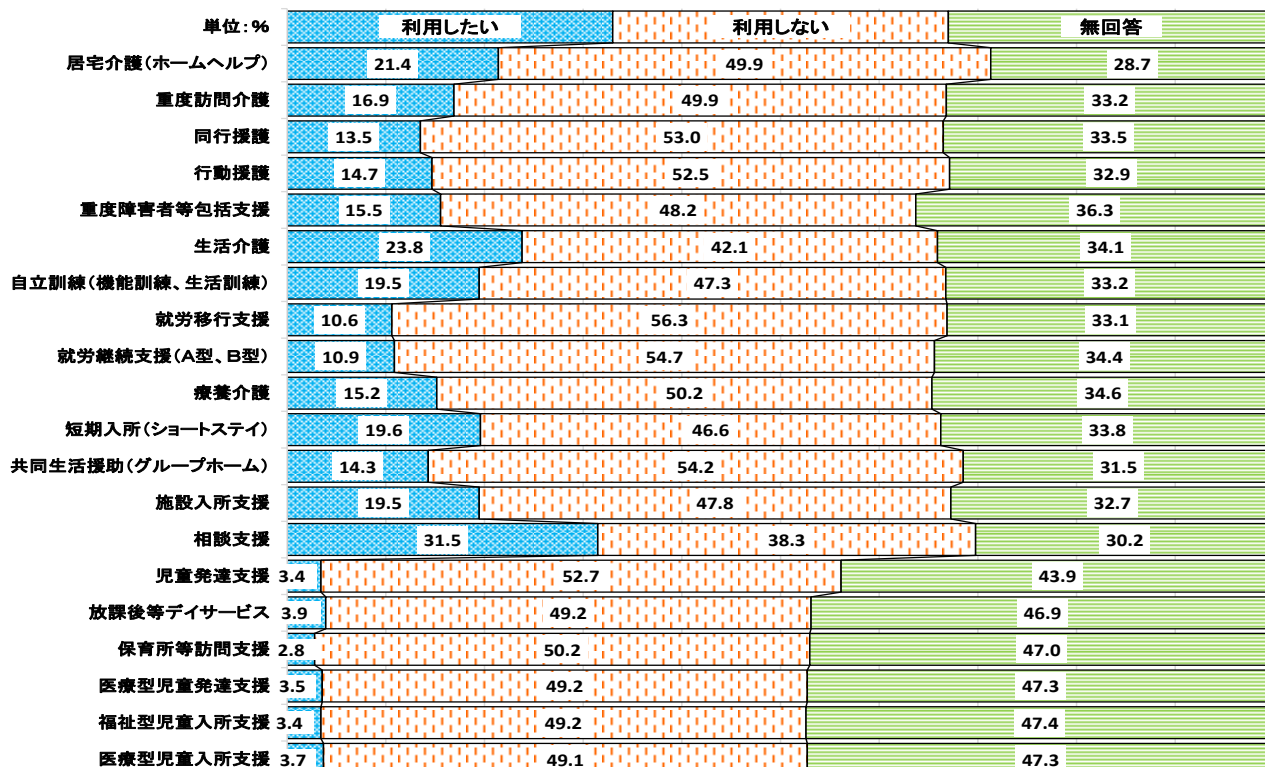
⑤障害福祉サービスについて

あなたはサービスを利用していますか。また、今後利用したいと思いますかの問いについて、現在の利用に関しては「利用していない」人がほとんどです。「利用したい」サービスとしては、「相談支援」が31.5%でもっとも多く、「生活介護」23.8%、「居宅介護」21.4%が続いて多くなっています。

【利用している・利用していない】

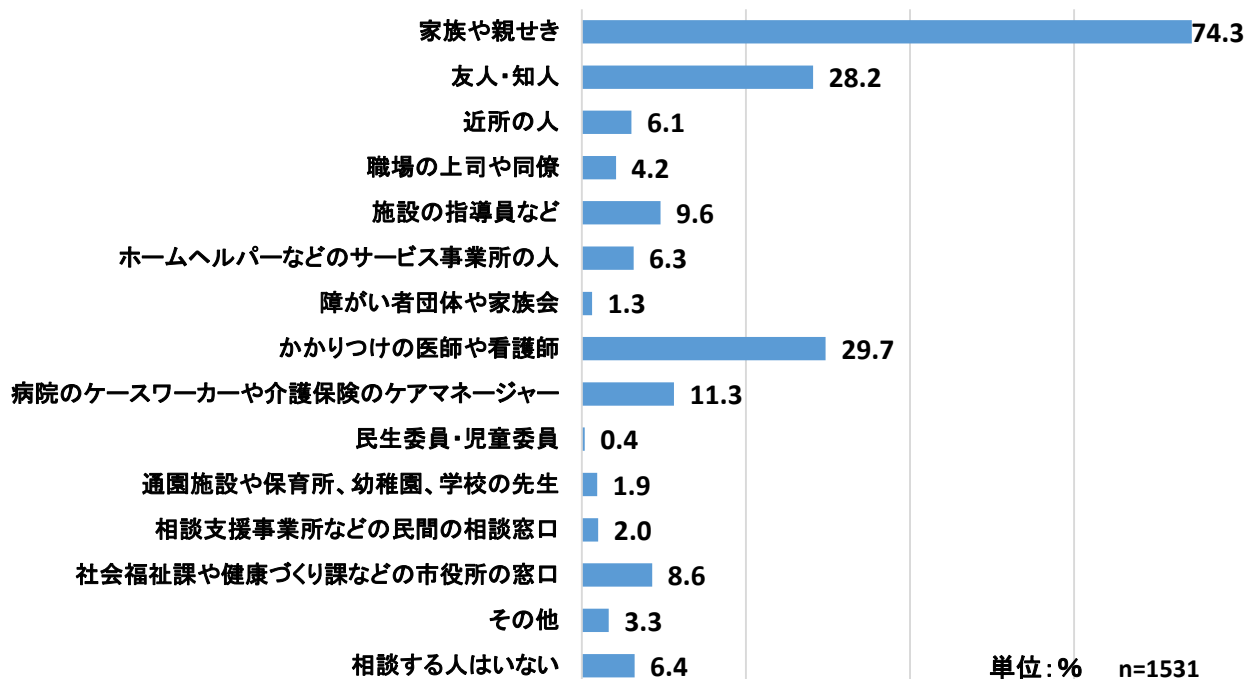


【利用したい・利用したくない】

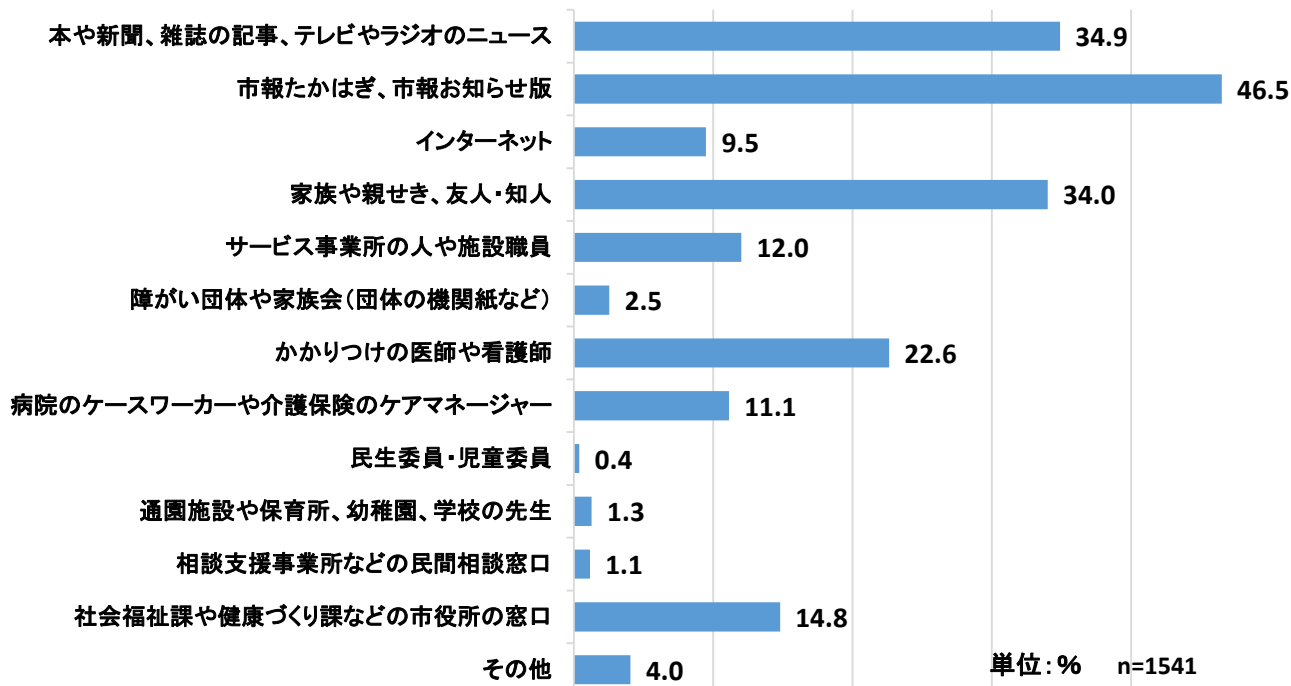


⑥相談・福祉の情報について

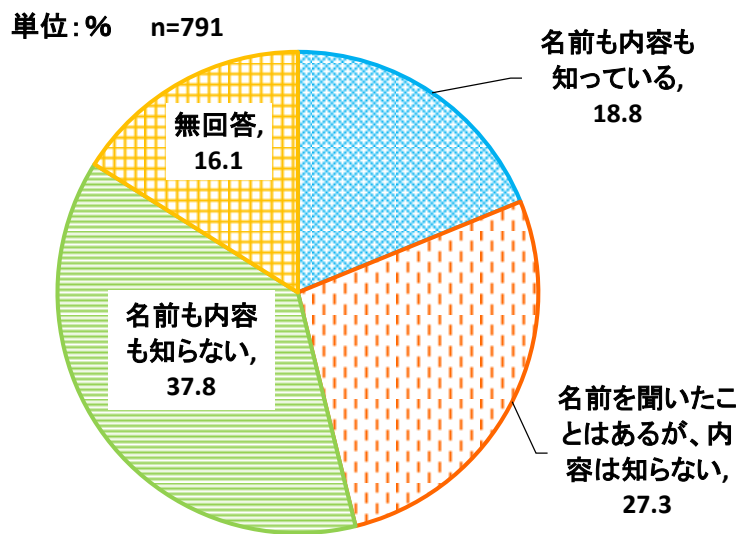
あなたは普段、悩みや困ったことなどをどなたに相談しますかの問いについて、「家族や親せき」と答える人がもっとも多く、74.3%となっています。



あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですかの問いについて、「市報たかはぎ、市報のお知らせ版」からがもっとも多く、46.5%となっています。

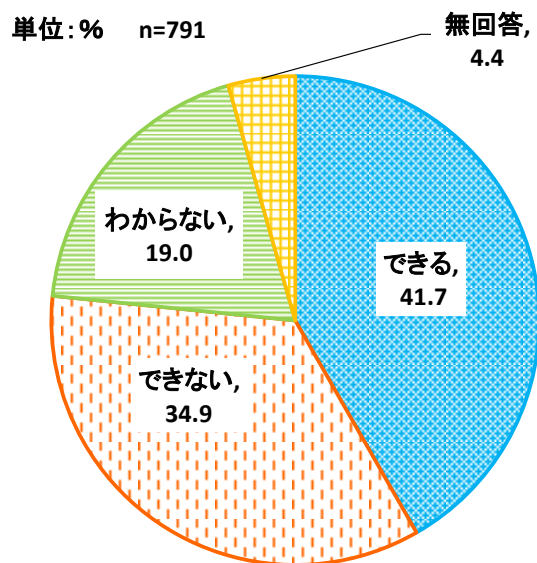


成年後見制度についてご存知ですかの問いについて、「名前も内容も知っている」人が18.8%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」人が27.3%となっています。内容を知らない人は全体の6割以上いることになります。

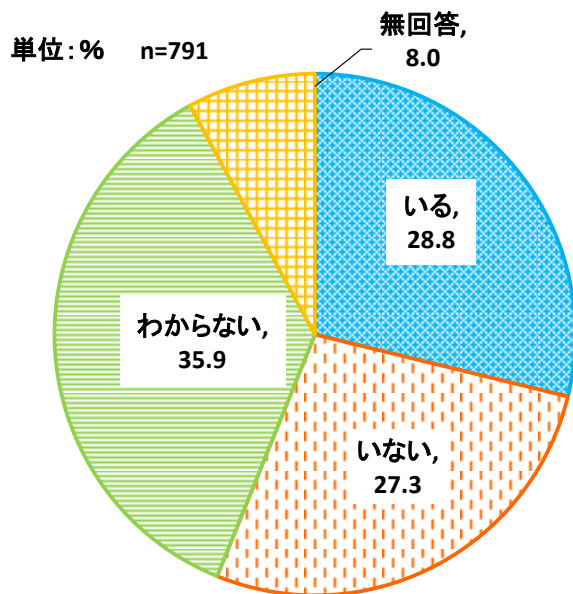


⑦災害時の避難等について

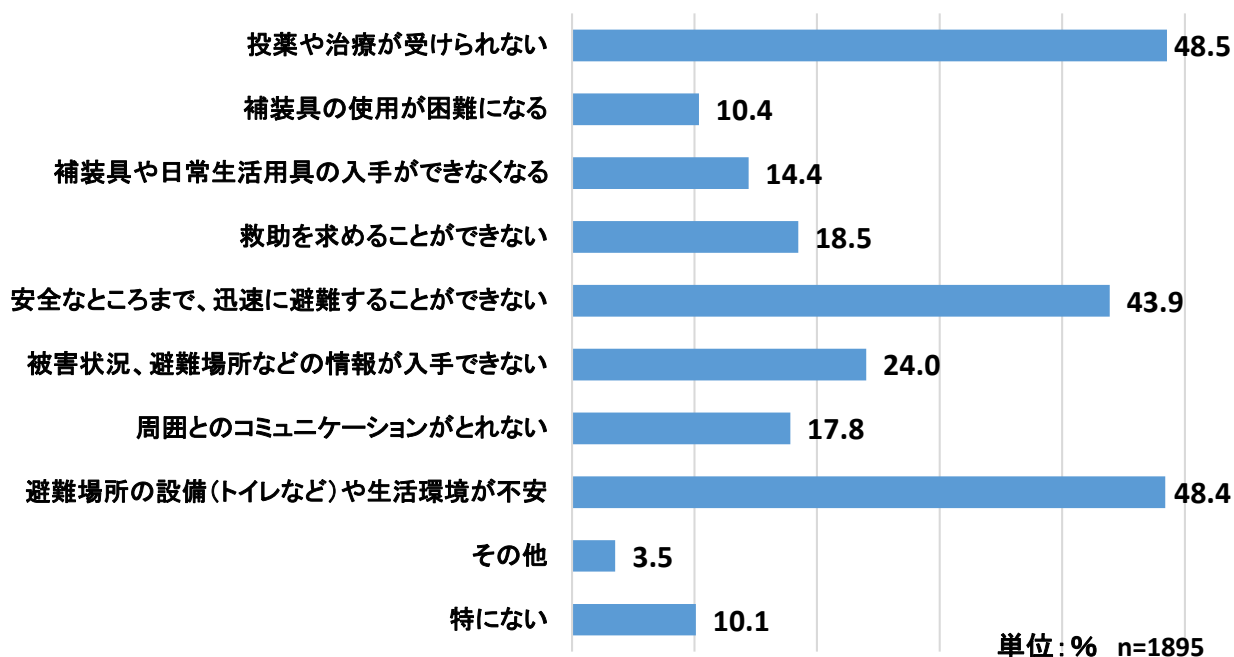
あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますかの問いについて、「できない」と答えた人が3割以上います。



家族が不在な場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますかの問いについて、「わからない」と答えた人が3割以上います。「いない」と合わせると6割以上となっています。

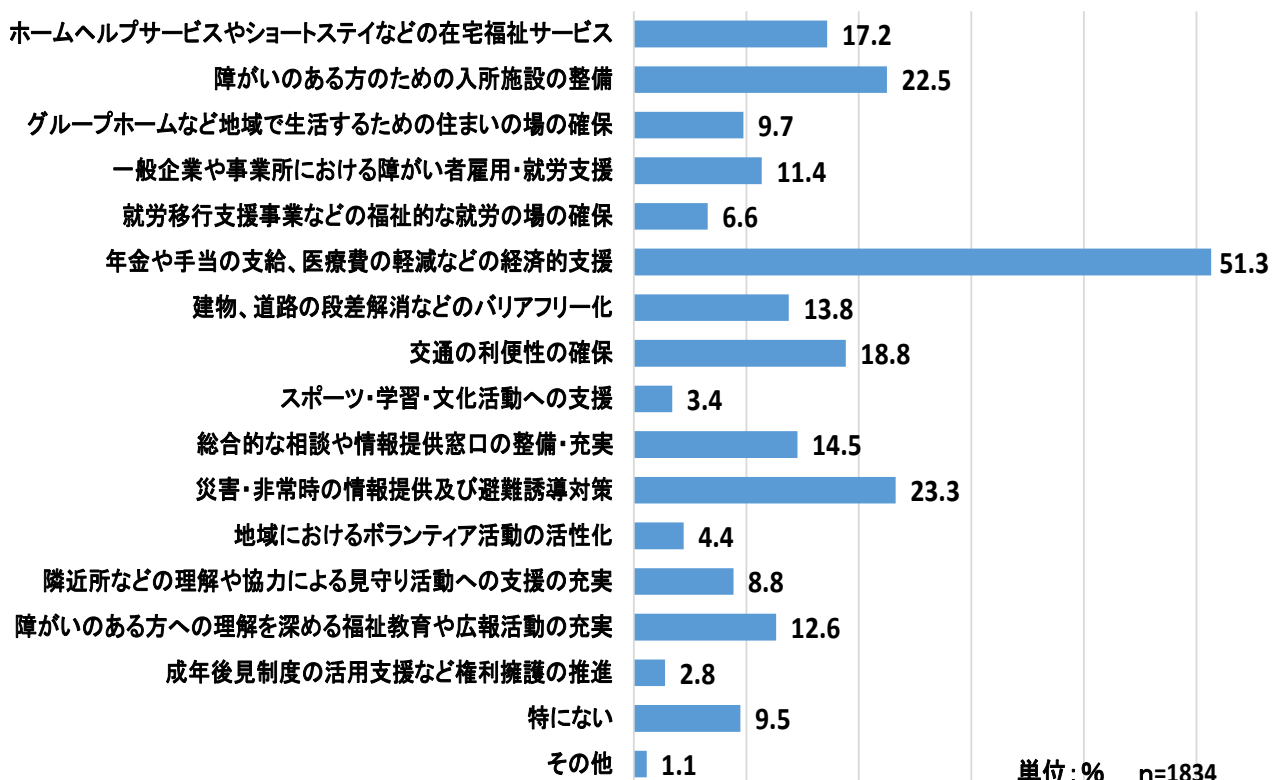


火事や地震などの災害時に困ることは何ですかの問いについて、「投薬が受けられない」48.5%、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」48.4%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」43.9%の3項目が多い回答となっています。



⑧障害福祉サービスや行政の取り組みについて

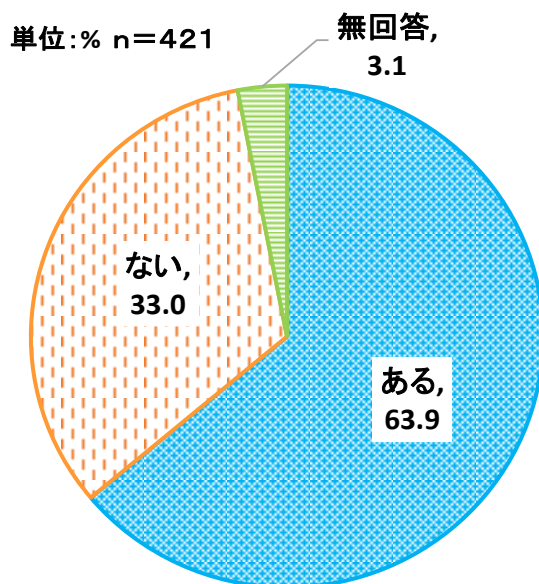
高萩市が障がい者施策を充実させるため、どのようなことに特に力を入れていく必要があると思いますかの問いについて、「年金や手当の支給、医療費の軽減などの経済的支援」がもっとも多く、51.3%です。次いで、「災害・非常時の情報提供及び避難誘導対策」23.3%、「障がいのある人のための入所施設の整備」22.5%となっています。



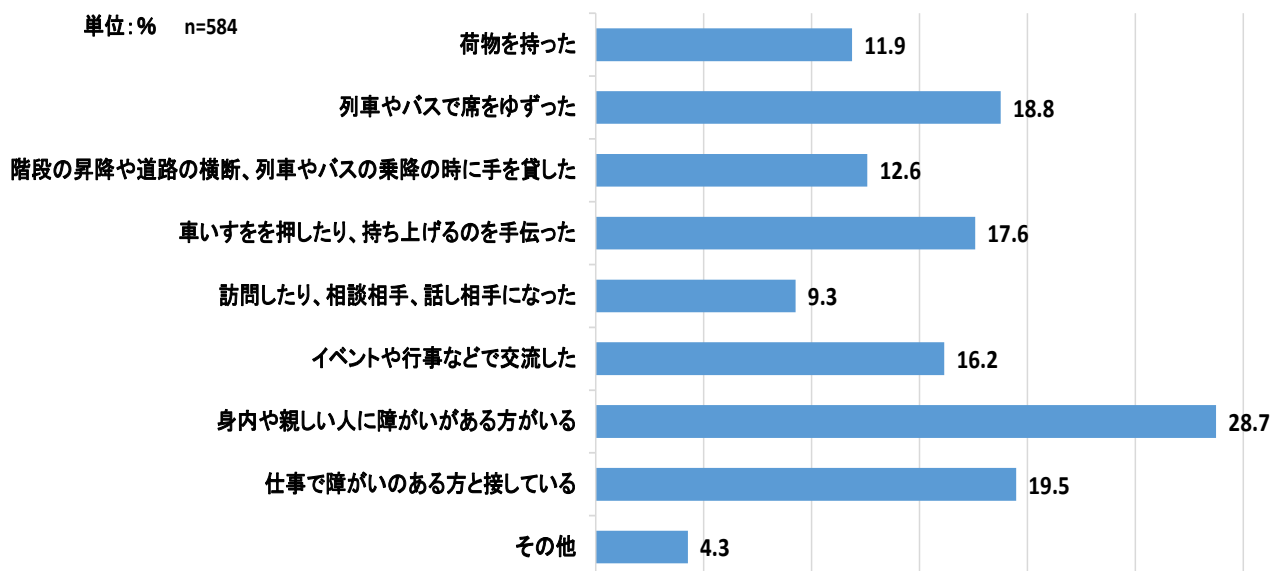
(3) 一般市民に対するアンケート調査

① 障がいのある人への理解や関心について

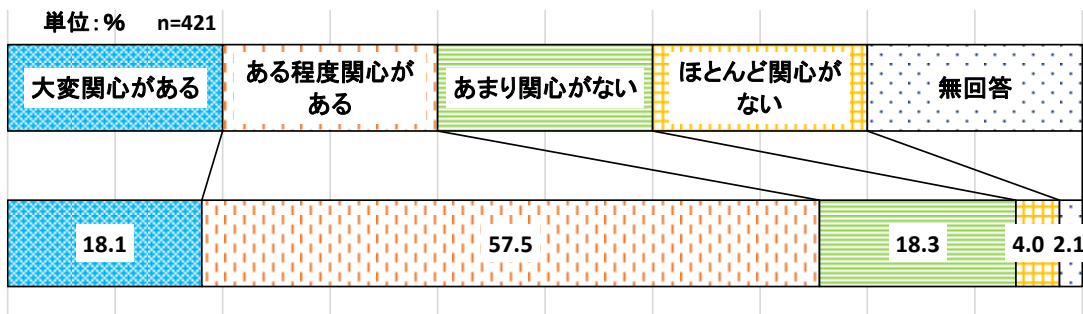
今までに障がいのある人に接したり、交流した経験がありますかの問いについて、6割以上の方が接したり、交流した経験があります。



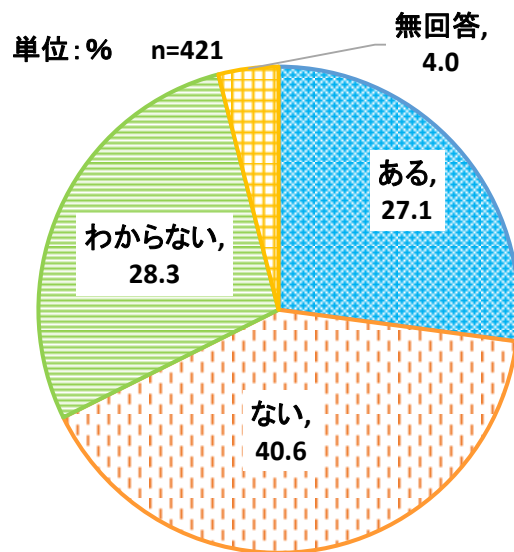
具体的にどのようなことですかの問いについて、「身内や親しい人に障がいのある人がいる」が28.7%と最も多く、次いで「仕事で障がいのある人と接している」19.5%、「列車やバスで席をゆずった」18.8%となっています。



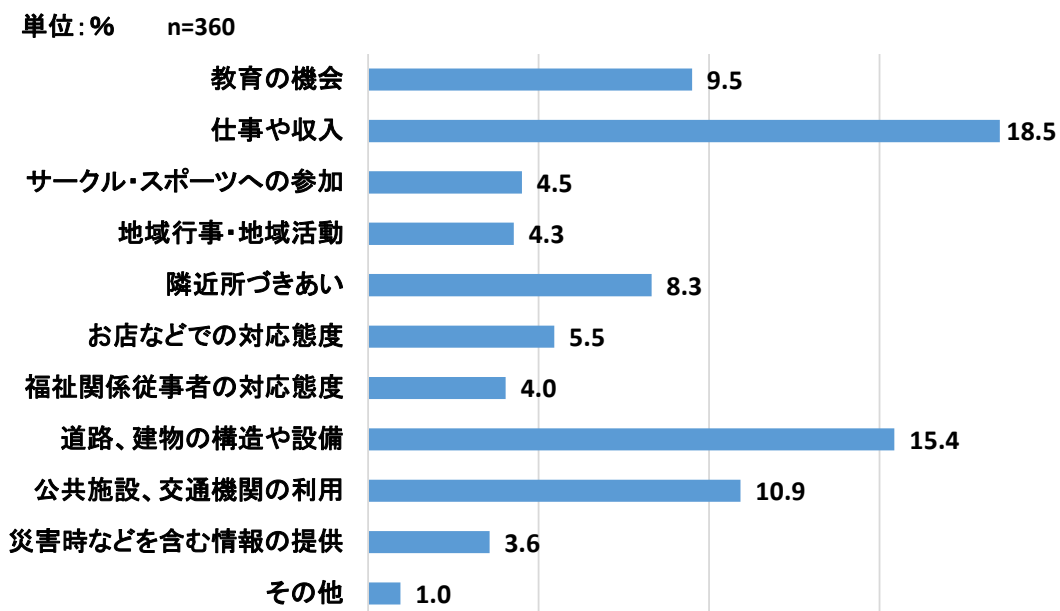
障がい福祉に関心をお持ちですかの問いについて、「大変関心がある」18.1%、「ある程度関心がある」57.5%と7割以上の方が関心を持っていることとなります。



日常生活や地域で障がいのある人に対する差別・偏見などを感じることはありませんかとの問いについて、「ある」27.1%と答えた人に対し、「ない」40.6%、「わからない」28.3%となっています。

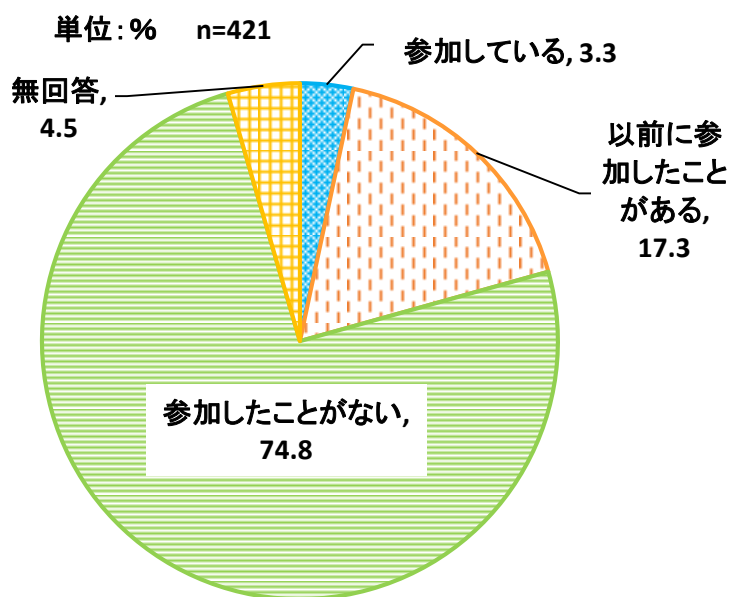


どのようなところにもっとも強く障がいのある人に対する差別・偏見、又は配慮のなさを感じますかの問いについて、「仕事や収入」18.5%、「道路、建物の構造や設備」15.4%となっています。

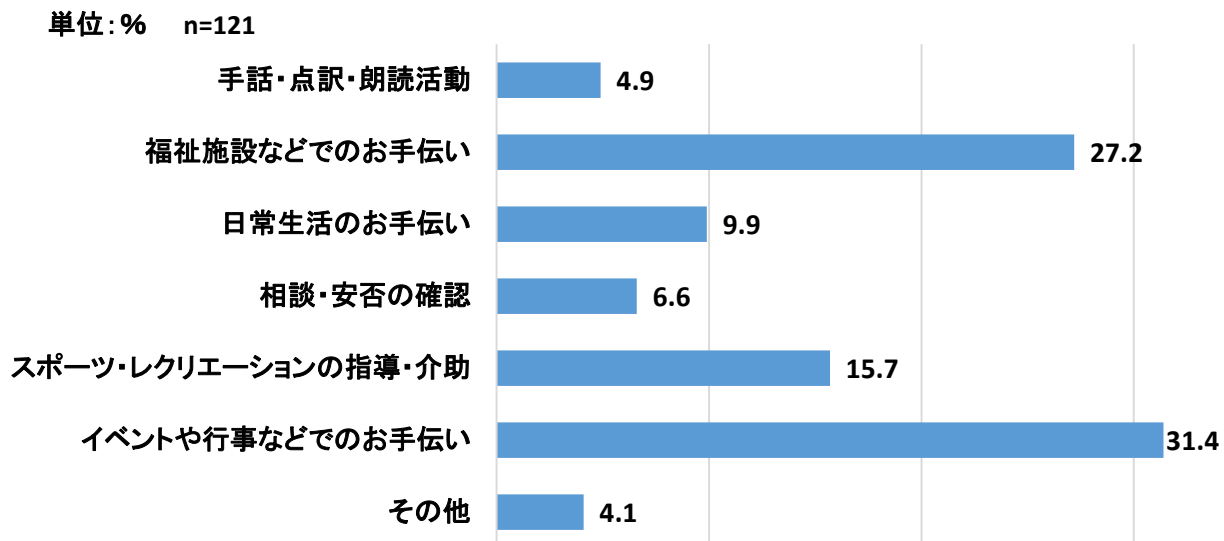


②ボランティアについて

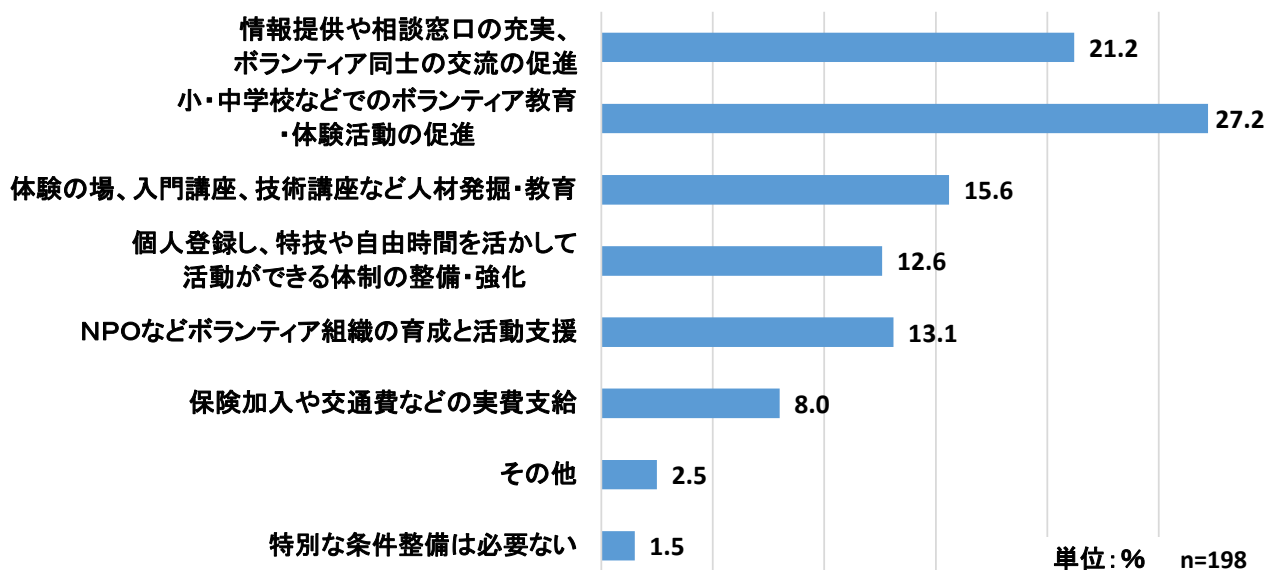
障がいのある人に対するボランティア活動に参加したことがありますかの問いについて、参加したことがある人は2割程度に留まっています。



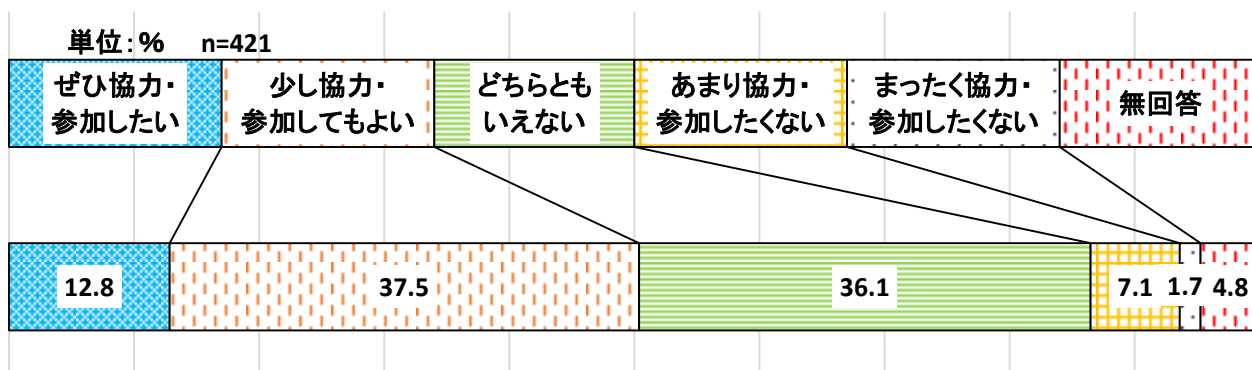
どのようなボランティア活動をしてきましたかの問いについて、「イベントや行事などでのお手伝い」31.4%、「福祉施設などでのお手伝い」27.2%が多くなっています。



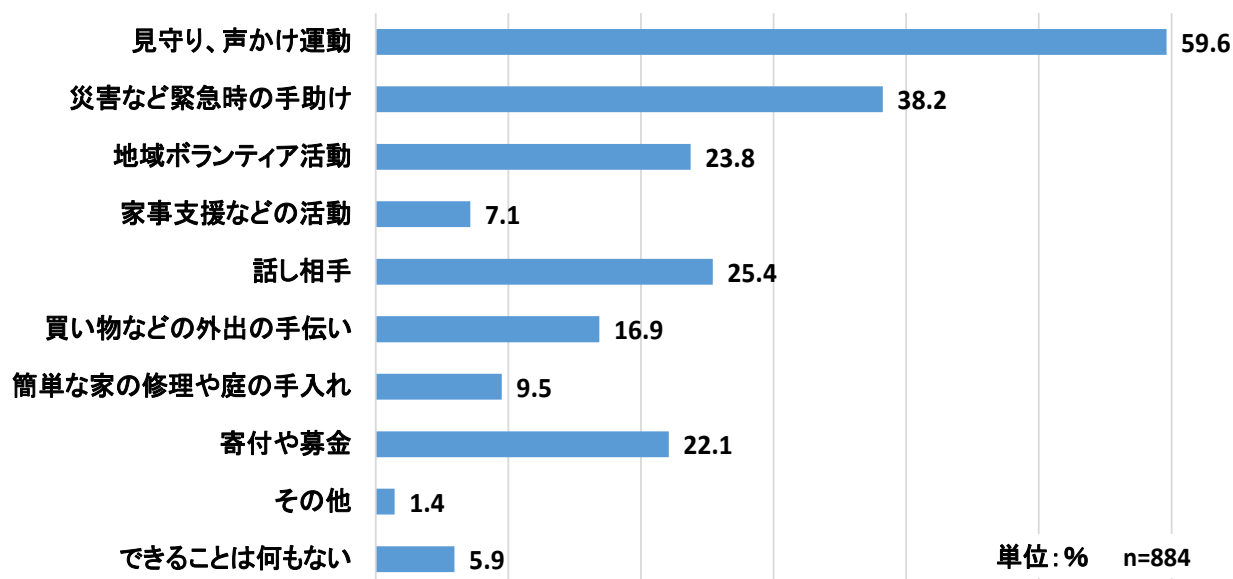
ボランティア活動を活発にするためには、どのようなことが必要ですかの問いについて、「小・中学校などでのボランティア教育・体験活動の促進」27.2%、「情報提供や相談窓口の充実、ボランティア同士の交流の促進」21.2%となっております。



障がいのある人が安心して暮らしたり、積極的に社会参加を行ったりするために、何かの協力や活動への参加をしたいと思いますかの問いについて、協力・参加してもよい人は、5割程度となっています。

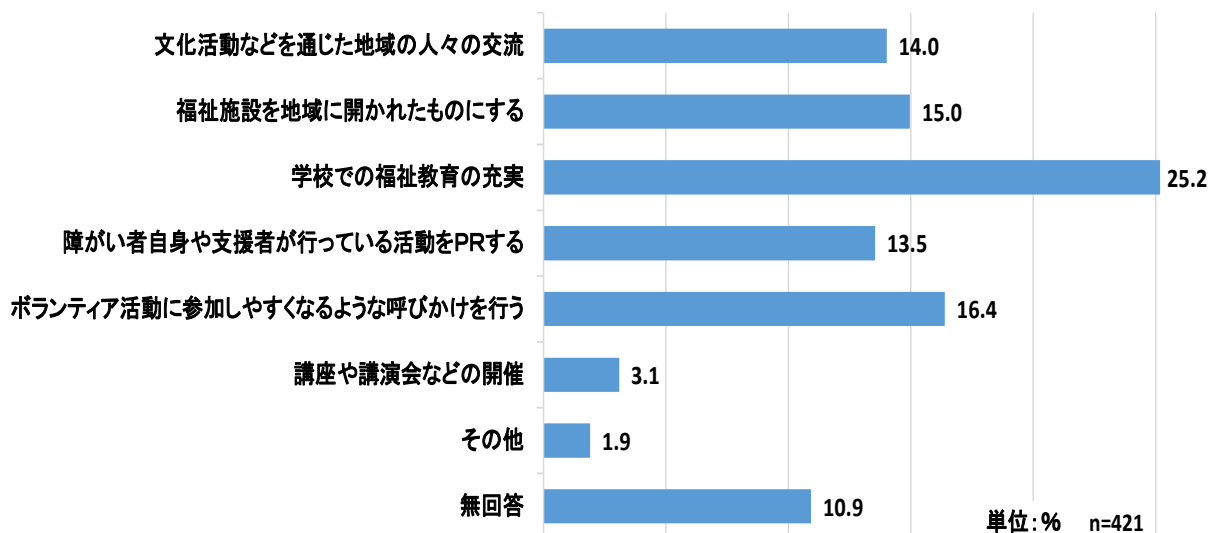


障がいのある人が安心して暮らせるようにあなた自身ができることは何ですかの問いについて、「見守り、声かけ運動」がもっとも多く、59.6%です。次いで「災害などの緊急時の手助け」38.2%となっています。



③地域や高萩市の取組みについて

障がいのある人についての理解を深めるためには、地域でどのようなことが最も大切だと思いますかという問いについて、「学校での福祉教育の充実」25.2%がもっとも多く、次いで「ボランティア活動に参加しやすくなるような呼びかけを行う」16.4%となっています。



今後、高萩市が障がい者施策を充実させるため、どのようなことに特に力を入れていく必要がありますかの問いについて、「障がいのある人への理解を深める福祉教育や広報活動の充実」がもっとも多く33.0%となっています。次いで「障がいのある人のための入所施設の整備」24.2%、「利用しやすい建物、道路、交通手段、ガイドヘルプなどの外出支援の充実」23.0%が多くなっています。

